第2章

オープンデータに関する取組の現状

政府等の行政機関が保有する公共データを利活用する取組は、EUやイギリス、アメリカ等の欧米諸国に始まり、日本、アジア地域へと広がりを見せている。日本では、公共データの活用促進に集中的に取り組むための戦略が平成24 (2012) 年7月に策定されてから、国が保有するデータのオープンデータ化及びオープンデータの利活用に向けた取組が行われている。また、自治体が保有するデータのオープンデータ化を促進するための国の支援が進められており、東京都においても、平成28 (2016) 年度から、東京都が保有するデータのオープンデータ化に向けた取組が本格化している。

本章では、今後、取組を始める自治体が、これまでのオープンデータの取組について、全体的な動向を把握するとともに、取組を支援するための情報・ツールを参照する手助けとなるよう、概要をまとめる。さらに、都内市町村の参考となるよう、東京都の取組と都内市区町村との連携状況についてまとめる。

第1節 国及び自治体におけるオープンデータに関する取組の現状

1. 国外におけるオープンデータの取組

オープンデータの取組は、2003年にEUが発令した、「公共分野の情報(Public Sector Information)の再利用に関する指令²⁰」(通称: PSI指令)に始まり、欧米諸国へと広がっている。PSI指令は、EU加盟国に対し、公共分野の情報の再利用に関する国内法の整備を義務化するものであり、政府が保有する情報の民間活用を容易にした最初の制度である。

EU域内で最も早くオープンデータに取り組んだイギリスでは、2005年にオープンデータ推進に向けた国内法を整備しており、オープンデータを世界的な政策課題とする等、世界各国の取組を牽引している。一方、アメリカでは、2009年にオバマ大統領(当時)が公表した、透明性とオープンガバメントに関する覚書を機に、トップダウンの取組体制で、政府保有情報のオープンデータ化と利活用の実績づくりが急速に進められている。

欧米諸国でのオープンデータの取組推進を背景に、アジア地域においても、オープンデータの必要性を訴える民間事業者や個人の取組等をきっかけとして、政府が保有する保有情報のオープンデータ化が進んでいる。また、オープンデータを活用したアプリケーションの開発を促進するためのコンテストを政府が開催する等、オープンデータの利活用についても積極的に取り組まれている。

▼政府 ▽民間(取組が海外に広がる等影響の大きいもの) 2003年 2005年 2007年 2009年 2011年 2013年 2015年 ▼各国で政府のオープンデ --タポータルサイトが盟設されけじめろ ▼G↑(以前のG8)「オープンデータ憲章」でオープンデータ推進 -タの取組推進に向けた 全体 Gフ各国でオープンラ に関する具体的な取組内容やスケジュールが示される アジェンダを作成することに合意 ▼公共データの原則公開の決定(電子行政オープンデータ戦略) 7The Open Knowledge Foundation Japanの設立 ▽Code for Japanの設立 💎 ▼電子行版オープンデータ推進のためのロードマップ決定 ▼政府標準利用規約(第1.0版)の決定/オープンデータガイド第1版の公開 日本 ▼オープンデータカタログの本格運用開始(DATA,GO,JP) ▼オープンデータを活用したマッチング支援サイト(β版)の開設 影響 ▼地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの公開 ΕU ▼デジタル・アジェンダの発表 加盟国のオープンデータ推進に 向けた国内法整備を義務化 ▼オープンデータ戦略の公表 ▼加盟国における公共機関のオ+プンデータ化の原則義務化 The Open Knowledge Foundationの設立・ プンデータ推進に向けた国内法の整備(PSI指令による) ▼国立公文書館内への公的機関のデータ再利用を促進する専門組織の設置 プンデータポータルを公開(Data.gov.uk) イギリス ▼キャメロン首相が具体的なデータと期限を指定して公開を指示(第一書簡、第二書簡) ▼公的機関の情報について民間利用を促進するためのライセンスを開発 ▼ビジネス創出に向けたスタートアップ育成組織を設立 ▼オープンデータに対応するよう情報公開法を見直し ▼オバマ大統領が透明性とオープンガバメントに関する覚書を公表 ▼オープンデータポータルを公開 (Data.gov) ▽Code for Americaの設立 ········· アメリカ ▼「デジタル・ガバメント戦略」の発表、文書情報を含む公開の推進 ▼ビジネス創出に向けたスタートアップ育成組織を設立 ▼政府情報のオープンデータ化を義務付ける大統領令の発令 ▼連邦政府の支出に関し、標準化技術を用いた、データ公開を義務化する「データ法」の成立 ▼シンガポール:「国民とともにある政府」(eGov2015) を目指す計画の発表/データポータルの公開 ▼香港:オープンデータポータル試験公開 アジア ▼インド: データポータル公開 諸国 ▼韓国:「政府3.0」の発表/データポータルの公開

図表 9 諸外国等におけるオープンデータの取組経緯

²⁰ EUにおける指令(Directive)とは、加盟国によって作成された、相互に拘束力を持つ集団的決定であり、加盟国に対してある目的を達成することを求めるもの。加盟国は、定められた期間内に、目的達成のための国内法の整備が必要となるが、達成方法までは指令で定められず、各国に一定の裁量権が与えられる。

2. 政府におけるオープンデータの取組

(1) 政府におけるオープンデータの取組経緯

- 政府の取組は、保有するデータのオープンデータ化中心から、 政策課題の解決等に向けたオープンデータの利活用中心へ一

日本では、平成23(2011)年3月の東日本大震災時に、国や自治体が保有する避難所 等のデータが機械判読しにくい形式で提供されていたこともあり二次利用が難しく、利 用規約が不明確で許諾に手間がかかる等、公共データの利活用に関する課題が浮き彫り になったことを契機とし、オープンデータの取組に対する機運が高まった。平成24(2012) 年7月には、公共データの利活用促進に集中的に取り組むための戦略として、「電子行 政オープンデータ戦略」が策定された。「電子行政オープンデータ戦略」では、オープン データに取り組む意義として、①行政の透明性・信頼性の向上、②国民の行政参加・官 民協働の推進、③経済の活性化・行政の効率化の3つを掲げている。

図表10 電子行政オープンデータ戦略の概要

出典:内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

「電子行政オープンデータ戦略(概要)」(平成24(2012)年7月4日)²¹

「新たな情報通信技術戦略」及び「電子行政推進に関する基本方針」の趣旨に則り、公共データの活用促進に集中的に取り組むための戦略として、電子行政オープンデータ戦略を策定する。

- 戦略の意義・目的
- ① 透明性・信頼性向上
- → 行政の透明性の向上、行政への国民からの信頼性の向上
- ② 国民参加・官民協働推進 → 創意工夫を活かした公共サービスの迅速かつ効率的な提供、ニーズや価値観の多様化等への対応
- ③ 経済活性化・行政効率化 → 我が国全体の経済活性化、国・地方公共団体の業務効率化、高度化
- 【基本原則】① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
 - ② 機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること

 - ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

◆ 具体的な施策

【平成24年度】以下の施策を速やかに着手

- 公共データ活用の推進 (公共データの活用について、民間と連携し、実証事業等を実施) (内閣官房、総務省、経済産業省) ①公共データ活用ニーズの把握 ②データ提供方法等の整理 ③民間サービスの開発
- 2 公共データ活用のための環境整備 (実証事業等の成果を踏まえつつ、公共データ活用のための環境整備) (内閣官房、関係府省) ①必要なルール等の整備(著作権の取扱いルール等) ②データカタログの整備 ③データ形式・構造等の標準化の推進等 ④提供機関支援等についての検討
- 【平成25年度以降】ロードマップに基づき、各種施策の継続、展開 (内閣官房、関係府省)

◆ 推進体制等

【推進体制・制度整備】オープンデータを推進するための体制として、速やかに、官民による実務者会議を設置

-タ活用のための環境整備等基本的な事項の検討

《内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省》

②今後実施すべき施策の検討及びロードマップの策定 ③各種施策のレビュー及びフォローアップ

【電子的提供指針】フォローアップの仕組みを導入し、「具体的な施策」の成果やユーザーの要望等を踏まえ、提供する情報の範囲や内容、提供方法を見直し

(内閣官房、総務省)

²¹ 電子行政オープンデータ戦略の概要<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120704_gaiyou.pdf>(アクセス日: 平成28 (2016) 年12月15日)

その後、オープンデータの取組は、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25(2013)年 6月)において、特に経済活性化を図るための取組として位置づけられ、「電子行政オ ープンデータ推進のためのロードマップ」に基づき、二次利用促進のためのデータ公開 に関する考え方の整理等、政府が保有するデータのオープンデータ化及び利活用に関す る取組が進められている。

平成28(2016)年5月には、「オープンデータ2.0」が決定され、政府が保有するデー タのオープンデータ化を中心とした取組(「オープンデータ1.0」)から、政策課題等の解 決に向けたオープンデータの利活用を中心とした取組へと深化することがうたわれてい る。

図表11「オープンデータ2.0」官民一体となったデータ流通の促進(概要)

出典: 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

「【オープンデータ2.0】官民一体となったデータ流通の促進(概要)」(平成28 (2016) 年 5 月20日) ²²

- これまで「電子行政オープンデータ戦略」(H24.7.4 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) (目的: 「経済活性化・ 行政効率化」、「透明性・信頼性向上」及び「国民参加・官民協働推進」)等に基づき、国及び地方公共団体において機械判読性の 高いデータを二次利用可能な形式で公開するオープンデータを推進(国のデータセット数は約16,000、取組済の地方公共団体205団体)
- 今後は、データ公開中心の取組からデータ利活用による諸課題の解決に向け、「課題解決型オープンデータ」の具体的な「実現」を目指し、こ れまでの取組を更に強化。
- 具体的には、2020年までを集中取組期間と定め、「一億総活躍社会の実現」、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」等の政 策課題を強化分野として設定し、オープンデータの更なる深化を図る。(「オープンデータ2.0」)(これまでの公開中心の取組は「オープンデー タ1.0」と位置付け)
- なお、オープンデータの推進に当たっては、オープンデータの利活用に加え、オープンデータと企業が保有するデータ等の組み合わせによる付加価 値の高いデータの利活用が有効であることや、地方公共団体においては各地域の特徴を踏まえた自主的な対応を促すことが重要であることに 留章。

今後の方針

- ① 政策課題を踏まえた強化分野の設定(利用者が課題に気付き・解決に取り組む中で、別のデータ公開のニーズ等が生まれ、更 なるオープンデータ化が進む「オープンデータサイクル」を促進)
- ② 民間企業等におけるオープンデータ的な取組についても一定の範囲内で協力を依頼 (競争領域ではなく、協調的な領域)
- ③ 地方公共団体における取組においては、防災等の地域を跨いだ共通的な分野とともに、各々の地域特性に応じた自主的な取 組も併行して促進

強化分野の設定

- 一億総活躍社会の実現(希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障)
- ク競技大会(大会の 2 円滑な準備及び運営、大会を通じた新しい日本の創造 等)

その他

- う(政府CIOによる首長訪問、人材派遣(オープンデータ伝 (1) 道師))及び海外
- 体制強化(「サイバーセキュリティ・情報化審議官」等を筆頭 とした体制整備)
- ③ データ連携に関する標準化、普及啓発・人材育成 等

(アクセス日:平成28 (2016)年12月15日)

^{22 【}オープンデータ2.0】官民一体となったデータ流通の促進(概要) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/opendata2/gaiyou_data_sokusin.pdf

(2) 政府によるオープンデータ利活用促進に向けた取組

-利用者が必要なデータを見つけやすい基盤づくりやデータ・活用アイデア・ 技術者のマッチング支援により、オープンデータの利活用を促進-

政府は、「電子行政オープンデータ戦略」に基づき、オープンデータの取組を推進するため、各府省庁が提供するオープンデータを、利用者が横断的に検索できるポータルサイト 23 「DATA. GO. JP」 24 を開設し、利用者の利便性向上を図っている。「DATA. GO. JP」では、①府省のオープンデータを横断的に検索し、ダウンロードすること、②オープンデータに関する政府の方針・決定、公共データの活用事例等、オープンデータ利活用の参考情報を閲覧すること、③掲載中のデータや未掲載のデータに対する意見・要望を提出することが可能である。「DATA. GO. JP」は、平成25(2013)年12月に試行版が立ち上げられ、平成26(2014)年10月には本格稼動を開始し、平成28(2016)年3月時点で約1万6,000のデータセットが登録されている。政府は、「DATA. GO. JP」で提供するオープンデータの対象を、各府省庁のWebサイトに掲載していないデータに拡充するとともに、機械判読に適したデータ形式での提供、外国語データの比率向上に取り組む等、質・量の両面でオープンデータの充実を図っている。

オープンデータの利活用促進を図るためには、利用者が検索しやすいようデータを公開するだけではなく、地域課題やデータの活用アイデア、活用できるスキルを持ったエンジニア、支援制度等をマッチングさせ、具体的な取組へとつなげる仕組みが必要となる。このため、経済産業省が中心となって、データ・活用アイデアや地域課題・技術者をつなぐプラットフォーム「Knowledge Connector (β 版)」 25 の試験的な運用を始めている。

図表12 DATA.GO.JPとKnowledge Connector (β版) によるオープンデータ利活用促進の仕組み 出典: DATA.GO.JP、Knowledge Connectorを基に作成



²³ ポータルサイト: Web上の様々なサービスや情報が集約されている、Web利用の起点(入口)となるWebサイトのこと。

²⁴ DATA.GO.JP<http://www.data.go.jp/> (アクセス日: 平成28 (2016) 年12月15日)

²⁵ Knowledge Connector (β版) < http://idea.linkdata.org/all> (アクセス日:平成28 (2016) 年12月15日)

オープンデータの利活用促進に向けた、利用ルールの整備においては、オープンデータの標準的な利用ルールを示す「政府標準利用規約第2.0版」が決定されている。第1.0版では、一定の利用形態を禁止する条項が含まれていたが、対象とする利用の様態が明確ではなく「利用の委縮を招く」等の意見があったため、当該条項を削除した上で、国際的にオープンなライセンスと認められる(CC BY 26 互換)ように改定されている。

(3) 自治体や民間事業者等への普及に関する取組

- オープンデータに取り組む自治体の増加に向け、

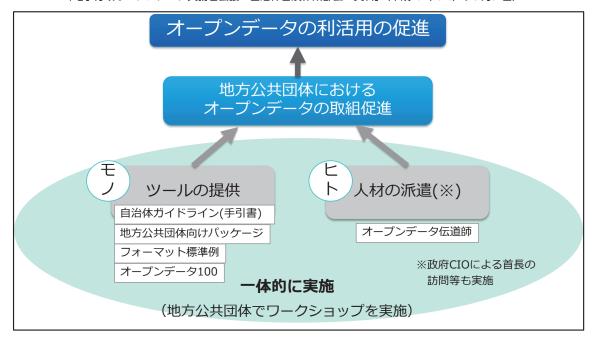
立ち上げ支援に関するメニューを充実ー

政府の自治体に対するオープンデータの取組支援策は、大きく分けて、①ツールの提供、②人材の派遣の2パターンがある。これまでは、ガイドラインや取組手引書の作成・提供等が中心で、各自治体が、これらを参考に、データの様式やデータカタログサイト等を整備している。今後は、自治体がオープンデータを公開するためのツールをまとめたパッケージや、各自治体の取組の立ち上げを支援する専門人材(オープンデータ伝道師)の派遣等、具体的な支援が進められる予定である。

図表13 政府の自治体向け支援の方向性

出典:内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

「電子行政オープンデータ実務者会議 自治体普及作業部会 資料」(平成28 (2016) 年 3 月31日) 27



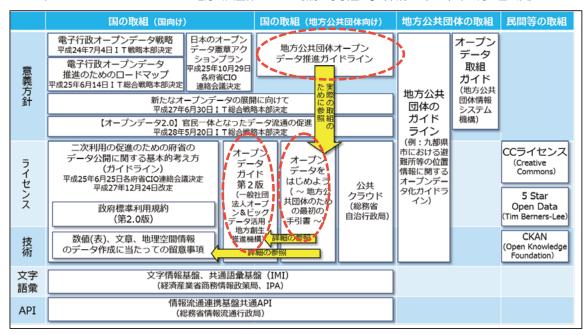
²⁶ CC BY: 原作者のクレジットを表示することを主な条件とし、資料のリミックスや改変、営利目的での二次利用も含めて可能とするライセンスで、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのレベルの1つ。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては、「第5章 第1節 3利活用に向けた準備~適切な利活用に繋げる基盤づくり~」(P104)を参照のこと。

²⁷ 第7回自治体普及作業部会資料 1 - 2 「「新たなオープンデータの展開に向けて」の進捗状況(地方公共団体に対する取組)」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/jichibukai/dai7/siryoul_2.pdf (アクセス日: 平成28 (2016) 年12月15日)

図表14 オープンデータに関する政府の既存の取組

出典:内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

「オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜」(平成27(2015)年 2月12日公表) 28



コラム③ 内閣官房による普及の取組(オープンデータ10029)

- 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室がオープンデータの普及・啓発を目的として、 自治体や民間事業者等によるオープンデータの利活用事例を公開-

内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合 戦略室では、オープンデータの利活用 を自分ゴトと捉え、進め方の具体的イ メージを持つことができるよう、自治 体や民間事業者等によるオープンデータの利活用事例を収集・公開している。事例は順次公開されており、平成 29 (2017) 年1月5日時点では、「防災・減災」・「少子高齢」・「産業創出」・「防犯・医療・教育等」の4つのカテゴリで計30の事例が公開されている。また、使用データ・データ形式³⁰・サービびポイント等が整理されている。

図表15 「オープンデータ100」の事例 (会津若松市消火栓マップ)

出典:内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室「政府CIOポータル」



^{28 「}オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendata_tebikisyo.pdf> (アクセス日:平成28 (2016) 年12月15日) 図表を一部改変 (内容追記、文字色等のレイアウト変更) して掲載している。

²⁹ オープンデータ100<https://cio.go.jp/opendata100> (アクセス日:平成29 (2017) 年1月5日)

³⁰ ここでのデータ形式はファイル形式と同義。

3. 東京都におけるオープンデータの取組

- オープンデータの公開及び利活用については、

都内区市町村との連携を図りながら推進する方向性-

(1) 東京都におけるオープンデータの取組経緯

東京都では、平成27 (2015) 年からオープンデータを東京都のホームページで試験的に公開している。試験段階ということもあり、まずは「東京都知事が認可している私立小学校の一覧」等既にホームページで公開されている44件のデータセットをオープンデータ化した。同年10月には、庁内におけるオープンデータ推進ガイドラインを策定し、「都民生活・都政の高度化に向けたICT利活用促進委員会(以下、「ICT利活用促進委員会」とする。)」の指示のもと、全庁的な体制でオープンデータの取組を推進している。

オープンデータの利活用に関しては、平成28 (2016) 年9月4日に、東京都として初めてオープンデータの利活用を促進するためのワークショップ (防災アイデアワークショップ)を、墨田区のシステム部門及び防災部門と連携して実施した。

しかし、東京都が提供するオープンデータは、平成28 (2016) 年 9 月現在で2,020ファイルにとどまっており、ファイル形式はPDFが多いことから、保有する公共データのオープンデータ化は十分とは言えない状況である。東京都は、オープンデータとして公開するデータの質及び量を拡充し、都民ニーズに応えるアプリケーション開発に繋がるような、機械判読に適した形式や項目にデータを標準化すること、また、実際のアプリケーション開発に繋がるようなデータ利活用が図りやすいデータ公開基盤を整備することが課題であるとして、オープンデータ推進の取組を行っている。

(2) 東京都のオープンデータ化及びオープンデータ利活用の状況

① 東京都が保有する公共データのオープンデータ化

東京都におけるオープンデータの取組は、「ICT利活用促進委員会」のもと、全庁的な体制で取り組んでおり、総務局情報通信企画部(以下、「情報通信企画部」とする。)が中心となって、各局等及び都内区市町村との連携、勉強会の開催等による普及啓発を図っている。

取組当初は、オープンデータ化しやすいデータから始めるという趣旨のもと、オープンデータ化する対象を各局等で判断しており、各局等からの依頼に基づき、情報通信企画部が東京都庁ウェブサイト上のオープンデータ一覧(試行版)のページ³¹への掲載手続きを行っている。

オープンデータ化する際には、各局等で著作権や肖像権等の権利関係を整理し、CC BYライセンス³²での公開が可能かどうかの検討をした上で、権利関係に問題のないものを公開している。権利関係の確認に関しては、オープンデータ推進ガイドラインに、法

³¹ 東京都庁ウェブサイト上のオープンデータのページhttp://www.metro.tokyo.jp/SUB/OPENDATA/ (アクセス日:平成28 (2016) 年12月 5 日)

³² CC BYライセンスは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類の1つである。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては、「第5章 第1節 3利活用に向けた準備~適切な利活用に繋げる基盤づくり~」(P104)を参照のこと。

令又は条例等による制約があるもの及び具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない情報は、オープンデータ化の対象外とすること、また、個人情報等の東京都情報公開条例(平成11(1999)年東京都条例第5号)に規定する非開示情報はオープンデータ化の対象外とすることを記載し、周知を図っている。ファイル形式については、まずは提供するデータの量を増やしていくことが重要であるとの考えから、必ずしも「5つ星オープンデータ」の3つ星(CSV形式等)以上でなくてもよいことにしている。一部のデータは、アプリケーション等での活用を促すため、担当局等でデータをCSVに変換している場合もある。オープンデータ化した情報の更新は、基本的に各局等にて適宜更新することになっているが、情報通信企画部より更新を依頼することもあり、明確なルールの作成や業務フロー等の運用方法の確立を目指している。

データ公開方法については、現在のホームページ上での公開では、データの更新状況がわかりづらく、検索性が低いことから、「東京都オープンデータカタログサイト」の検討及び構築を平成29(2017)年度の運用開始を目指して進めている。このカタログサイトでは、区市町村とのデータ連携も視野に、検索しやすい機能、重点分野のデータの充実等を検討していく予定である。

② 東京都が提供するオープンデータの利活用

スマートフォン等で目的地までの経路検索等ができるナビゲーションサイト「NAVITIME」で自転車・二輪車駐輪場の位置情報が活用されている等、民間事業者が東京都のオープンデータを利活用する事例がある。他にも震災等により断水した際の給水拠点となる災害時給水ステーションは、スマートフォン用の無料アプリケーションである「ロケスマ」(下図表を参照)で活用されており、位置情報を可視化した地図データ等をスマートフォン等で簡単に見ることができるようになっている。

災害時給水ステーションは東京都水道局としても都民への周知を図るとともに、アプリケーション等での利活用を促進したいという意図を持って、元データをCSVに変換した上でオープンデータ化したところ、「ロケスマ」で利活用された。

図表16「ロケスマ」の災害時給水ステーションマップ

出典:ロケスマ「東京都の災害時給水ステーション (給水拠点)紹介ページ」³³を基に作成



※「ロケスマ」は東京との災害時給水ステーション以外にも、コンビニエンスストアやコインパーキング、カフェ、銀行ATM、日帰り温泉等、行きたい場所をジャンルごとにまとめ、スマートフォン等で見つけることができる、利用者50万人以上³⁴の無料アプリケーションで、情報の新しさ、正確さを強みにしている。

 (アクセス日:平成28 (2016) 年12月5日)

³³ 東京都の災害時給水ステーション (給水拠点) 紹介ページ

(アクセス日:平成28 (2016) 年12月5日)

³⁴ 株式会社デジタルアドバンテージ (ロケスマ開発・運営元) の公開情報による。

(3)都内区市町村との連携状況

東京都では、都内区市町村との連携について検討を行っている他、東京都の庁内向け勉強会に都内区市町村の職員のうち、参加希望者を受け入れる等の取組を行っている。

行政区域を越えた、東京のデータが一箇所に集まることは、データの利活用ニーズの 向上やデータ利活用時の利便性向上に繋がるため、都民にもメリットがあると考えられ ることから、「東京都オープンデータカタログサイト」での区市町村とのデータ連携は 積極的に進める方針で、今年度から徐々に連携に向けた呼びかけを行っている。

図表17 東京都のオープンデータの取組 工程表

出典:東京都「都民ファーストでつくる「新しい東京」〜2020年に向けた実行プラン〜」(平成28 (2016) 年12月) ³⁵ スマート シティ〜世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京〜 政策の柱 4 国際金融・経済都市 (P. 239) より抜粋

2016年度まで	年次計画				4年後の到達点
(見込み)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	4 牛後の到達点
「オープンデータ推進庁内 ガイドライン」の策定 / 「東京都オーブンデータ カタログサイト」構築	→	カタログサイト選	 	>	4 万件の公共データの オープンデータ化

(4) 今後の課題について

現在、東京都のオープンデータの取組において、重点分野を中心に、「東京都オープンデータカタログサイト」で提供するオープンデータの質・量を充実させていくことが課題である。そのためには、都内区市町村でも保有するデータのオープンデータ化に取り組んでもらい、東京全体でオープンデータの質・量の充実を図っていく必要がある。

(アクセス日:平成28 (2016)年12月27日)

³⁵ 都民ファーストでつくる「新しい東京」~2020年に向けた実行プラン~

4. 国内自治体におけるオープンデータの取組状況

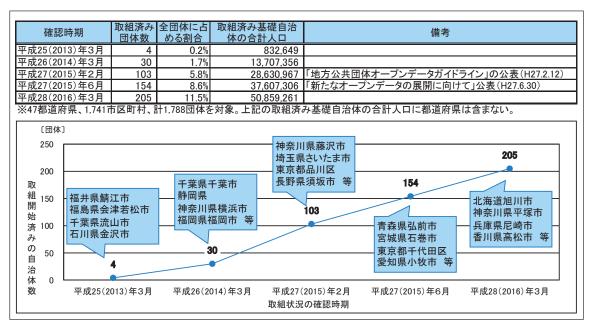
-取組自治体は全自治体の1割強にとどまっており、 先行自治体でも、継続的な利活用の促進は今後の課題-

国内の自治体におけるオープンデータの取組について、当初はICT利活用の分野で先進的な自治体が独自に取組を進めていたが、国の自治体向け取組ガイドラインの公表等を受け、平成27 (2015) 年以降、急速に取組自治体が増加している。しかし、全自治体数からみると、平成28 (2016) 年3月時点での取組自治体は、全体の11.5%であり、自治体におけるオープンデータの取組は十分に広がっていると言えない状況にある。

図表18 オープンデータに取り組む自治体数の推移

出典: 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

「電子行政オープンデータ実務者会議 自治体普及作業部会 資料」(平成28 (2016) 年 3 月31日) ³⁶



オープンデータの取組は、①保有情報のオープンデータ化、②オープンデータの利活 用、③継続的な利活用の促進の3つの段階に分けられる。

上図表に示した既にオープンデータに取り組んでいる自治体の取組状況を、3段階で整理すると、平成27 (2015) 年以降に取組を始めた自治体の半数は、①保有情報のオープンデータ化の段階で、国の自治体向けガイドライン等を受けて、まずはできるところから、保有情報のオープンデータ化を行ったという状況にあると考えられる。

一方、平成26 (2014) 年以前から取組を始めている、先行自治体についても、オープンデータの利活用が一過性のイベントにとどまってしまう傾向があり、継続的な利活用に向けた取組にまで発展している自治体は限られている。

³⁶ 第7回自治体普及作業部会資料 1 - 2 「「新たなオープンデータの展開に向けて」の進捗状況(地方公共団体に対する取組)」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/jichibukai/dai7/siryoul_2.pdf (アクセス日: 平成28 (2016) 年12月15日)

図表19 国内自治体の取組状況

取組段階		概要	該当する自治体の一例
1	保有情報の オープンデータ化	自治体のホームページや専用のポータルサイトでオープンデータを公開しており、「政府標準利用規約」や「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス ³⁷ 」等既存の利用ルールを適用しているものの、具体的な利活用の取組は行っていない。	東京都品川区/愛知県小牧市/北海道旭川市/神奈川県平塚市/兵庫県尼崎市/香川県高松市
2	オープンデータの 利活用	オープンデータを利活用するイベント(アイデアソン、ハッカソン、コンテスト等)やアプリケーションの開発等、単発での利活用実績がある。また、一部の有志やサービスやアプリケーションを開発するものの、十分に普及できていない状況にある。	福井県鯖江市/千葉県流山市/千葉県千葉市/静岡県/福岡県福岡市/神奈川県藤沢市/埼玉県さいたま市/長野県須坂市/青森県弘前市/宮城県石巻市/東京都千代田区
3	継続的な利活用の促進	人材育成や、民間事業者や大学等、庁外との連携体制を構築し、イベントや一部の有志に依存せず、持続的にオープンデータの利活用が図られる仕組みを整備しつつある。	福島県会津若松市/石川県金沢市/神奈川県横浜市

³⁷ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては、「第5章 第1節 3.利活用に向けた準備~適切な利活用に繋げる基盤づくり~」 (P104) を参照のこと。

第2節 都内39市町村におけるオープンデータ化と利活用の実態

自治体におけるオープンデータ化及び利活用の取組は、全国的に見ても進んでいない状況にある。ここでは、多摩・島しょ地域の39市町村におけるオープンデータ化に係る現状や課題、取組内容等の実態について、平成28(2016)年7月に実施したアンケート調査の結果に基づき、整理する。

項目	調査概要
調査方法	メールによる調査票の配布・回収、多摩・島しょ地域39市町村に対する調査
調査実施時期	平成28 (2016) 年 7 月 8 日 ~ 7 月22日
調査項目	◆オープンデータ化及びオープンデータ利活用の取組状況 ・目的・期待する効果、対象とするデータ分野、提供媒体、利用規約、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに対する認識・利用状況、秘匿情報の取扱ルール、公開する際の実施判断部署等、更新頻度に関するルール有無、取組のPR方法、連携相手・連携内容 ◆オープンデータ化及びオープンデータの利活用の実施に向けた体制、課題 ◆オープンデータの取組に関する今後の意向

(1)都内39市町村の取組状況

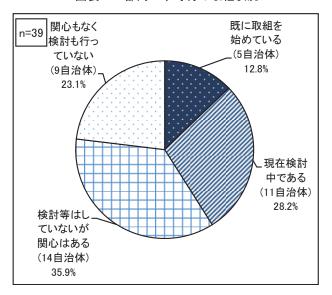
① オープンデータの取組状況

多摩・島しょ地域の39市町村のうち、オープンデータの取組を回答日時点で「既に取組を始めている(以下、「実施自治体」という)」と回答した自治体は、八王子市、調布市、日野市、武蔵村山市、稲城市の5自治体(12.8%)にとどまる。

また、「現在検討中である(以下、「検討自治体」という)」と回答した自治体は11自治体(28.2%)、「検討等はしていないが関心はある(以下、「関心あり自治体」という)」と回答した自治体は14自治体(35.9%)となっており、これらを合せた約6割の市町村は、検討もしくは関心を持っており、今後取組を推進していく可能性のある状況にある。

一方、「関心もなく検討も行って いない(以下、「関心なし自治体」

図表21 都内39市町村の取組状況



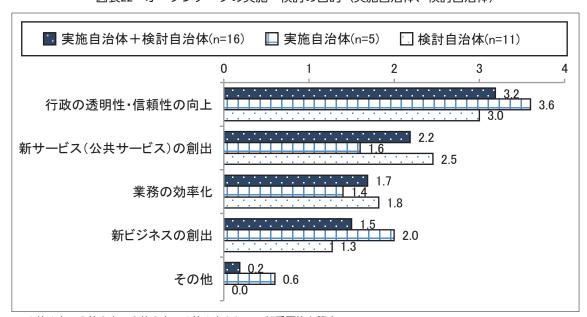
	回答数	回答率
既に取組を始めている	5自治体	12. 8%
現在検討中である	11自治体	28. 2%
検討等はしていないが関心はある	14自治体	35. 9%
関心もなく検討も行っていない	9自治体	23. 1%
合計	39自治体	100.0%

という)」と回答した自治体は9自治体(23.1%)に及んでいる。

② オープンデータの取組の目的や期待する効果

オープンデータの取組の実施自治体及び検討自治体が、オープンデータに取り組む目的や期待する効果として最も重要視していることは、「行政の透明性・信頼性の向上」が第一位に挙げられている。次いで、第二位は「新サービス(公共サービス)の創出」、第三位に「業務の効率化」が挙げられており、庁内における利活用を想定し、効果を期待している自治体が多い状況にある。

一方、既にオープンデータの取組を推進している実施自治体(5自治体)のみで見ると、第一位は同一であるが、目的及び期待する効果の第二位には「新ビジネスの創出」が挙げられており、庁内での利活用にとどまらずに、庁外での利活用にもより期待を寄せている様子がうかがえる。



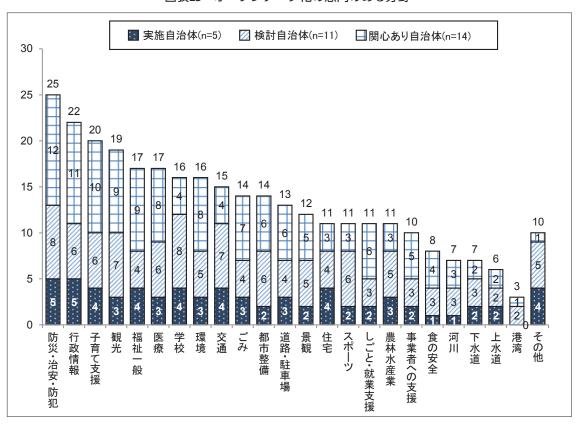
図表22 オープンデータの実施・検討の目的(実施自治体、検討自治体)

※1位4点、2位3点、3位2点、4位1点として、加重平均を算出

③ 分野別にみたオープンデータ化の意向

オープンデータ化の対象としている(又は対象として検討している)データの分野は、 実施自治体及び検討自治体、関心あり自治体の回答を合せると、「防災・治安・防犯」 が25自治体で最も多く、次いで「行政情報」が22自治体と多い状況にある。その他として、 「子育て支援」や「学校」等の子どもの育成に関するデータ、「観光」等の集客・まちの PRに関わるデータ、「福祉一般」や「医療」等のデータ、「環境」や「ごみ」等のデータ、 「交通」に関するデータを対象とする(又は対象としたい)という意向が高い。

一方、地形に左右されるため自治体によって有無の差がある「河川」及び「港湾」の他、「上水道」や「下水道」等のインフラ関連のデータ、「食の安全」に関するデータ、「しごと・就業支援」や「事業者への支援」、「農林水産業」等の産業振興に関わるデータでは、対象とする意向が低い状況にある。



図表23 オープンデータ化の意向のある分野

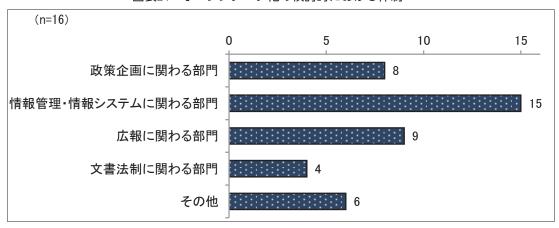
(2) 実施・検討の状況

① 検討・実施体制

実施自治体及び検討自治体における、オープンデータ化を「検討する際の庁内体制」は、16自治体中15自治体と約9割の自治体において、情報管理・情報システムに関わる部門を検討体制に含めていると回答している。次いで、広報及び政策企画に関わる部門を含む自治体が多く、さらに文書法制に関わる部門、その他として統計に関わる部門を体制に含めている。

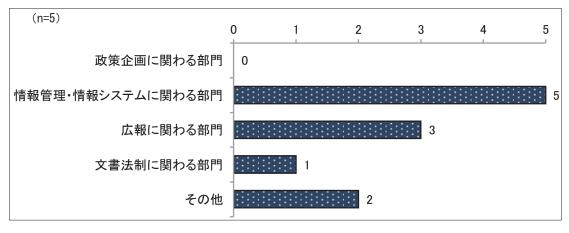
一方、検討段階では半数の自治体が政策企画に関わる部門を体制に含めている一方で、 実施後の体制に、政策企画に関わる部門を含むと回答した自治体は見られなかった。

オープンデータの取組の実施段階における庁内体制は、その維持・運用に関しては、 情報管理・情報システムに関わる部門が中心となって運用を担い、広報や文書法制に関 わる部門と連携しながら取組を推進している。



図表24 オープンデータ化の検討時における体制

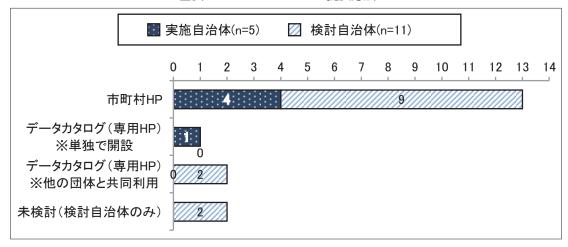




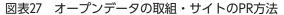
② データの提供媒体、PR方法

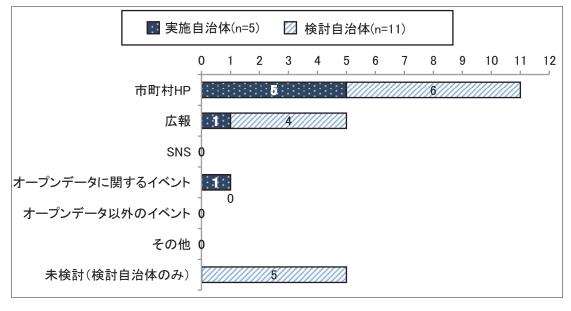
オープンデータとして公開するデータの提供媒体は、実施自治体及び検討自治体を含めて約8割(16自治体中13自治体)が、「市町村HP」を活用していると回答した。「データカタログ(専用HP)」を「単独で開設」していると回答した自治体は1自治体、「他の団体と共同利用」を検討していると回答した自治体は2自治体に限られる。

オープンデータの取組のPR方法は、「市町村HP」を活用していると回答した自治体が約7割(16自治体中11自治体)に及ぶ。その他、「広報」が活用又は活用が検討されているが、具体的な利活用を促すために「オープンデータに関するイベント」等を実施していると回答した自治体は、1自治体にとどまる。



図表26 オープンデータの提供方法

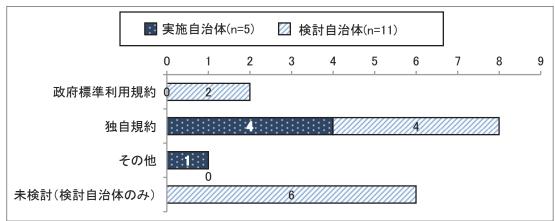




③ データの二次利用等に関わるルールの設定状況(利用規約、ライセンス、公開の判断)

データの利用規約の設定状況は、「独自規約を設定している」と回答した自治体が多く、 実施自治体及び検討自治体のうち約5割(8自治体)に及ぶ。「政府標準利用規約³⁸の活 用を検討している」と回答したのは2自治体となっているが、独自規約の多くは政府標 準利用規約をベースにし、必要な内容を抜粋・追加したものである。

また、「その他」と回答した自治体でも、「規約は未策定」としつつも「政府標準利用 規約の一部(出典の記載、第三者の権利侵害の禁止等)を抜粋したものをオープンデー タカタログページに注意事項として掲載」する等、政府標準利用規約をベースとしてい る。



図表28 データの利用規約

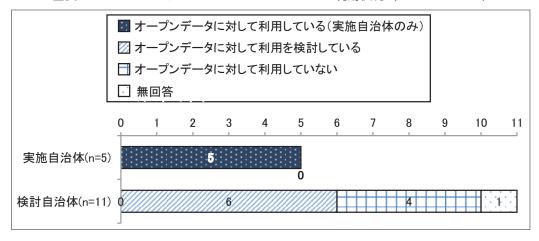
^{38 「}政府標準利用規約」は、各府省ホームページで公開するコンテンツの二次利用を広く認めることとするため、電子行政オープンデータ実務者会議の議論等を踏まえて作成した、各府省ホームページの新たな利用規約のひな形のこと。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス³⁹については、「言葉を知っており内容も知っている」と回答した自治体が実施自治体及び検討自治体の約8割(12自治体)に及ぶ。既にオープンデータを推進している実施自治体全てで利用されており、検討自治体においても約5割(6自治体)が「オープンデータに対して利用を検討している」と回答している。

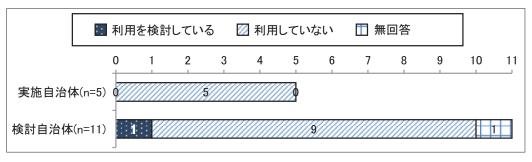
一方、オープンデータ以外にホームページ等に掲載されているデータに対しては、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは利用されておらず、「利用を検討している」と回答した自治体は1自治体に限られる。

図表29 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの認識





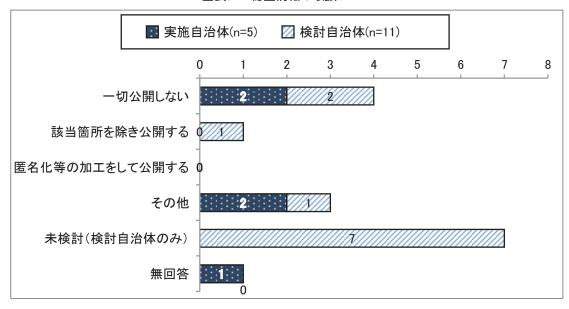
図表31 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの利用状況(オープンデータ以外)



³⁹ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては、「第5章 第1節 3.利活用に向けた準備~適切な利活用に繋げる基盤づくり~」 (P104) を参照のこと。

秘匿情報は、実施自治体及び検討自治体の25%(16自治体中4自治体)が「一切公開しない」と回答した。「その他」として挙げられた意見の中でも、「著作権を有しないもの、個人情報を含むもの、法令・条例等で非公開としているものは公開しないこととしている」等、秘匿情報に当たるものは公開情報としていないといった記述が見られる。

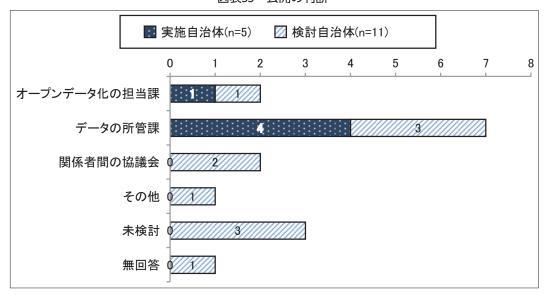
一方、検討中の1自治体で「該当箇所を除き公開する」、また、「その他」に挙げられた意見として、「一切公開しないか該当箇所を除いて公開するかはデータ毎に個別に判断」するといった回答が挙げられた。



図表32 秘匿情報の取扱い

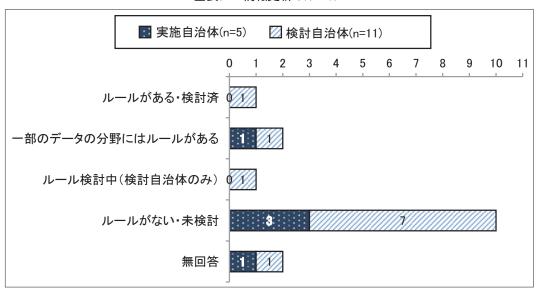
データをオープンデータとして公開するかどうかの判断は、「データの所管課」と回答した自治体が、実施自治体及び検討自治体のうち約4割(16自治体中7自治体)と最も多い。その他、「オープンデータ化の担当課」と回答した自治体が2自治体、「関係者間の協議会」と回答した自治体が2自治体が2自治体となっている。

また、オープンデータの掲載情報を更新するためのルールについては、「ルールがない」、「未検討」と回答した自治体が、実施自治体及び検討自治体のうち約6割(16自治体中10自治体)に及ぶ。実施自治体についてみると、「一部のデータの分野にはルールがある」と回答した自治体が1自治体にとどまっている。



図表33 公開の判断





4 オープンデータの取組に関する連携の状況

隣接自治体間で「連携をしている」と回答した自治体は、1組(2自治体)にとどまり、 多くの自治体が単独でオープンデータの取組の実施・検討を行っている状況にある。

図表35 連携の状況

⑤ 参考にした取組

オープンデータの取組を検討・実施する上で参考とした取組事例としては、都道府県では「東京都」と回答した自治体が5自治体あるほか、市区町村では「鯖江市」や「八王子市」等と回答した自治体が多い。

図表36 参考にした事例 東京都 (5 自治体)

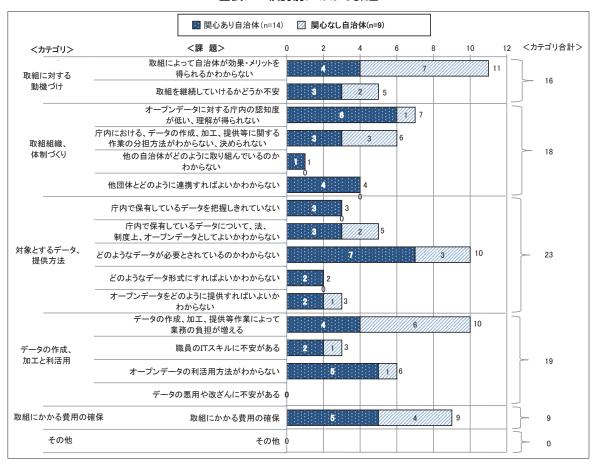
都道府県	東京都(5 自治体) 茨城県、千葉県、静岡県、沖縄県(各 1 自治体)
市区町村	福井県鯖江市(8自治体)、東京都八王子市(7自治体)、神奈川県横浜市(4自治体)東京都江戸川区、東京都調布市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都武蔵村山市、北海道札幌市、北海道室蘭市、福島県会津若松市、神奈川県川崎市、新潟県新潟市、石川県野々市市、長野県須坂市、静岡県静岡市(各1自治体)
その他	Code for Japan (1自治体)

(3) オープンデータに取り組む上での課題

① 現在取組・検討を進めていない自治体が感じている課題

関心あり自治体、関心なし自治体のオープンデータ化に対する課題認識をカテゴリ別に見ると、関心あり自治体(14自治体)と関心なし自治体(9自治体)を合わせた23自治体全でが「対象とするデータ、提供方法」、約8割(19自治体)が「データの作成、加工と利活用」と回答しており、データの取扱いが課題となっている自治体が多い。次いで、「取組組織、体制づくり」が8割弱(18自治体)、「取組に対する動機づけ」が約7割(16自治体)と回答した自治体が多く、職員の意識や体制面が課題となっている。

個々の課題別にみると、関心あり自治体では「どのようなデータが必要とされているかわからない」、「オープンデータに対する庁内の認知度が低い、理解が得られない」と回答した自治体が多い。関心なし自治体では、「取組によって自治体が効果・メリットを得られるかわからない」、「データの作成、加工、提供等作業によって業務の負担が増える」、「取組にかかる費用の確保」の順に、半数以上の自治体が課題であると回答している。

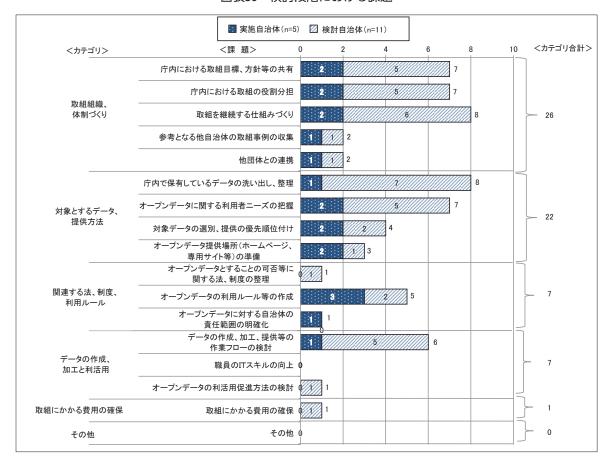


図表37 検討前における課題

② オープンデータ化に向けた検討を進める上での課題

実施自治体・検討自治体における検討段階における課題認識をカテゴリ別に見ると「取組組織、体制づくり」、「対象とするデータ、提供方法」の順に回答が多くなっている。

課題別にみると、検討自治体11自治体中7自治体が「庁内で保有しているデータの洗い出し、整理」が課題であると回答しており、最も高くなっている。一方、実施自治体における検討段階での課題は、「オープンデータの利用ルール等の作成」を5自治体中3自治体が課題であると回答している。



図表38 検討段階における課題

③ オープンデータの取組を実施・継続する上での課題

実施自治体について取組推進段階における課題認識をカテゴリ別に見ると「対象とするデータ、提供方法」、「データの作成、加工と利活用」の順に回答が多くなっている。 検討段階よりも具体的で業務上の課題が挙げられている。

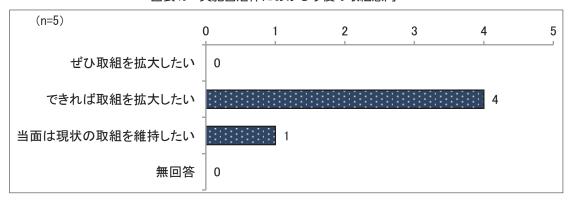
<カテゴリ> <カテゴリ合計> 2 庁内における取組の役割分担 2 取組組織、 2 体制づくり 他団体との連携 庁内で保有しているデータの洗い出し、整理 オープンデータに関する利用者ニーズの把握 対象とするデータ、 対象データの選別、提供の優先順位付け 9 提供方法 オープンデータ提供場所(ホームページ、専用 サイト等)の整備、改善 オープンデータとすることの可否等に関する 法、制度の整理 関連する法、制度、 オープンデータの利用ルール等の作成、見直し 利用ルール オープンデータに対する自治体の 責任範囲の明確化 データの作成、加工、提供等の作業フロー の検討、運用 データの作成、加工、提供等にかかる 作業負担の軽減 データの作成、 職員のITスキルの向上 加工と利活用 オープンデータの利活用の促進 オープンデータ利活用アイデア等の サービス化、ビジネス化 取組にかかる費用の確保 取組にかかる費用の確保 その他 0 その他 0

図表39 取組推進段階における課題

(4) 今後の取組意向・要望

① 今後の取組意向

実施自治体では、5自治体中4自治体が「できれば取組を拡大したい」と回答しており、 概ね積極的な姿勢となっている。

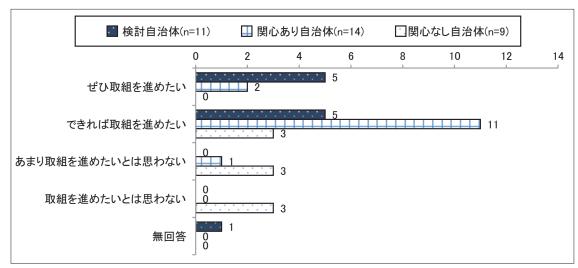


図表40 実施自治体における今後の取組意向

検討自治体では、無回答の1自治体を除く10自治体中5自治体が「ぜひ取組を進めたい」、5自治体が「できれば取組を進めたい」と回答しており、いずれも積極的な姿勢となっている。

関心あり自治体では、14自治体中11自治体が「できれば取組を進めたい」と回答しており、検討自治体に比べて「ぜひ取組を進めたい」との回答は低い(2自治体)ものの、概ね積極的な姿勢となっている。

関心なし自治体では、9自治体中3自治体が「あまり取組を進めたいとは思わない」、3自治体が「取組を進めたいとは思わない」と回答している。一方で、3自治体は「できれば取組を進めたい」と回答しており、必要な支援等によって取組を推進させることができる可能性がある。



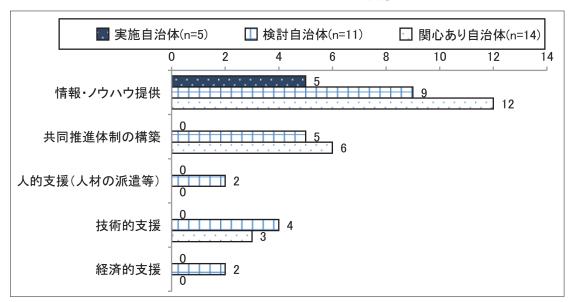
図表41 検討自治体、関心あり自治体、関心なし自治体における今後の取組意向

② オープンデータの取組をさらに進める上での要望

「他市町村」、「国・東京都」、「民間事業者/教育・研究機関」全てに対して、「情報・ ノウハウ提供」を要望する回答が最も多くなっている。

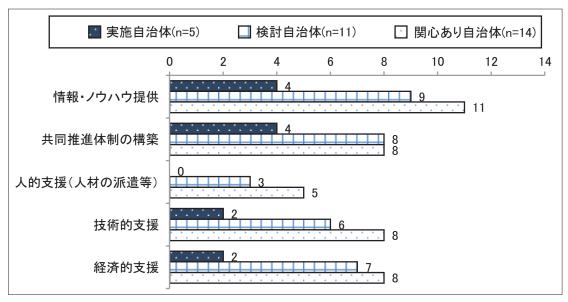
「国·東京都」に対しては、「情報・ノウハウ提供」のほか、「共同推進体制の構築」、「技術的支援」、「経済的支援」等多方面への要望が強く求められている。

「民間事業者/教育・研究機関」に対しては、「人的支援(人材の派遣等)」の要望が比較的高くなっている。

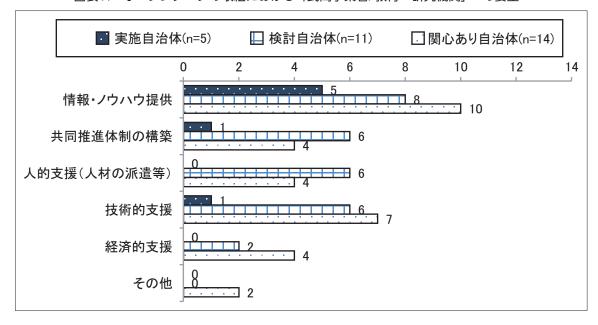


図表42 オープンデータの取組における「他市町村」への要望





図表44 オープンデータの取組における「民間事業者/教育・研究機関」への要望



(5) 都内市町村のオープンデータに関する取組状況の調査結果(総括)

<取組を始める上で~取組に対する期待と、取組が進まない自治体の懸念事項~>

都内市町村のうち回答日時点でオープンデータの「取組を始めている」自治体は、5 自治体(八王子市、調布市、日野市、武蔵村山市、稲城市)にとどまる。また、「現在 検討中である」自治体は11自治体となっており、これらを合わせても約4割程度の状況 である。

これらの自治体が、オープンデータの取組に際して最も期待しているのは、「行政の透明性・信頼性の向上」であり、次いで「新サービス(公共サービス)の創出」、「業務の効率化」の順に多く挙げられている。こうした「庁内における取組目標、方針等の共有」を図っていくことは、取組段階における課題の1つであると、多くの自治体が回答している。

一方、「検討等はしていないが関心はある」という自治体は14自治体、「関心もなく検討も行っていない」という自治体は9自治体に及ぶ。このうち、関心あり自治体が取組を進められない主な要因として、「どのようなデータが必要とされているかわからない」、「オープンデータに対する庁内の認知度が低い、理解が得られない」といったことが多く挙げられている。また、関心なし自治体では、「取組によって自治体が効果・メリットを得られるかわからない」、「データの作成、加工、提供等作業によって業務の負担が増える」や「取組にかかる費用の確保」といったことが多く挙げられている。

オープンデータの取組を円滑に推進していくためには、早い段階からのオープンデータ化及びオープンデータの利活用による効果・メリットの共有、それによる庁内理解の 醸成、また、業務や費用の負荷を極力抑えた取組方法の採用等が、重要なポイントとなるものと考えられる。

<取組を続けていくために~取組の体制づくりと継続するための仕組みづくり~>

検討時の体制としては、情報管理・情報システムに関わる部門を中心にしながら、その他広報や政策企画に関わる部門を含む自治体が多く見られる。一方で、実際の実施段

階に移行後は、政策企画に関わる部門は体制に含めていない自治体が多い。

実施自治体及び検討自治体では、検討段階における課題として、「庁内で保有しているデータの洗い出し、整理」や「取組を継続する仕組みづくり」が最も多く挙げられている。一方、オープンデータは掲載情報を適時更新する必要があるものの、その情報更新のルールについては「ルールがない」、「未検討」となっている自治体が、これらのうち約6割を占めている状況にある。取組を継続するとともに、庁内外での利活用を図っていく上では、体制づくりや洗い出した情報の更新のルールづくり等が重要となるものと考えられる。

<利活用を進めるために~利活用を促進していくための仕組みづくり~>

実施自治体の多くは、「できれば取組を拡大したい」と回答しており、その他、検討自治体及び関心あり自治体では、「取組を進めたい」といった積極的な姿勢を見せる自治体は多い。取組を推進する上で、他市町村、国・東京都、民間事業者・研究機関等による「情報・ノウハウの提供」への要望が最も多く挙げられており、手引書や事例集等の情報提供とともに、外部を含めた連携体制づくり等が期待される。

また、取組を拡大していく上では、多くの自治体が期待している「新サービス(公共サービス)の創出」、「業務の効率化」といった効果を創出していくためにも、オープンデータの利活用を視野に入れた展開が必要となる。しかしながら、データの公開要否の判断は「データの所管課」任せである自治体が多く、オープンデータの取組周知の方法は、「市町村HP」のみという自治体が大半を占めている。今後は、利用ニーズを捉えたデータ収集・公開・更新を進められる自治体内部の基盤づくりと取組の効果的なPRが重要となるものと考えられる。

図表45 調査結果の総括

取組を始める上で <必要となる取組> ◆ 効果やメリット、方針等の共有 オープンデータ化に取り組む 自治体は、39市町村のうち ◆ 取組に要する作業及び費用負荷 約4割程度にとどまる の軽減 など 取組を続けていくために <必要となる取組> ◆ 庁内横断的な体制づくり データの洗い出しや継続する 仕組みづくりが大きな課題 ◆ 更新ルールの明確化 など 利活用を進めるために <必要となる取組> ◆ 利用ニーズを捉えたデータ収集・ 取組拡大に意欲的な自治体 は多いが、利活用を進めていく 公開・更新のできる庁内基盤づくり ことが難しい ◆ 効果的なPR方法への転換 など

第3節 民間事業者等における公的なオープンデータの活用状況

1. 民間事業者等における公共データを含めたデータ活用の状況

オープンデータに関する民間事業者の動向について、米国では500件、英国では400件を 超える民間事業者がオープンデータを活用した新ビジネスを行っている⁴⁰。

日本においても、政府は、革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現するための方法として、オープンデータ及びビッグデータの利活用に着目しており、「課題解決型のオープンデータ」の推進に取り組んでいる⁴¹。

総務省の「オープンデータ利活用ビジネス事例集」によると、オープンデータ利活用ビジネスは以下のように「プラットフォーム型」、「新価値創造型」、「付加価値型」の3つのタイプに分類される。

図表46 オープンデータ利活用ビジネスの3タイプ

出典:総務省「オープンデータ利活用ビジネス事例集」(平成23 (2011) 年12月) を基に作成

タイプ	特徴
プラットフォーム型	特定の領域のデータを大量に集め、プラットフォーム化する集めたデータを利用しやすく提供することで最初の価値を生み出すデータの利用状況や利用者の状況を分析することで、さらに新しい価値を生み出していく
新価値創造型	オープンデータを含む多様なデータをかけ合わせ、高度な分析によって未来を予測する価値を生み出す源泉は新しく開発したアルゴリズムや分析モデルオープンデータはアルゴリズムや分析モデルを開発する際にも利用される
付加価値型	 既存ビジネスの価値を高めるためにオープンデータを利用する データの加工は可視化等が主であり複雑な処理はしない 競合相手もオープンデータを自由に利用できるため、既存ビジネスの優劣を極端に変えることはない

 (アクセス日:平成28 (2016) 年12月1日)

英国: Open Data Instituteが行った調査による。

(アクセス日:平成28(2016)年12月1日)

⁴⁰ 米国: 米ニューヨーク大学のGovernance Labが行った調査プロジェクトによる。

(1) プラットフォーム型

特定の領域、特にニッチな領域のデータを、複数のデータ保有者から集めてプラットフォーム化することで、利用者のニーズに対応しようというビジネスがプラットフォーム型である。プラットフォーム型のビジネスにおいては、データを収集するだけでなく、収集したデータのデータ形式の標準化、データの検索性の向上、収集したデータに基づく各種分析レポート等のサービスを合わせて提供し、データの利便性向上を図っている点に特徴がある。主な事業の収益は、利用者からのプラットフォーム利用料やデータ・分析レポートの購入料、サイトへの広告掲載料等である。

オープンデータを利活用したプラットフォーム型のビジネスは、次のようなものがある。

図表47 プラットフォーム型の事例

出典:総務省「オープンデータ利活用ビジネス事例集」(平成23 (2011) 年12月) に加筆

事業者名	サービス名	使用データ(一例)	サービス内容
株式会社カーリル	カーリル	図書館の蔵書情報、貸し出し 状況	国内の複数図書館の蔵書とAmazon等の書誌データベースを横断検索できるサービス
		図書館利用者情報、貸し出し 情報	企業や図書館向けのリアルタイム解析 サービス
株式会社ウェルモ	ミルモタブレット ミルモプロ ミルモプラス	全国の介護事業者情報	介護支援専門員向け介護事業所検索 サービス
		介護事業所の利用実績、利用 者の評判	企業・医療法人・行政に対する与信等 のデータ提供サービス
一般社団法人オープ		自治体の広報紙	記事単位のネット配信サービス
ン・コーポレイツ・ジャパン (運営)、株式 会社パブリカ (開発)、 他	マイ広報誌	記事の購読率、到達率、利用 者属性	アクセス解析等広報効果の測定
一般社団法人データ クレイドル	dataeye.jp	自治体の統計情報、施設等の 位置情報	高梁川流域圏の7市3町のデータを、 項目やファイル形式等を統一して一括 提供するオープンデータカタログを構 築・運用

(2)新価値創造型

オープンデータを含めたデータを利活用し、これまでに存在しなかった新たな価値を 創出するビジネスが、新価値創造型である。顧客がお金を支払う対象は、農作物の収穫 に関わるリスクの予測や犯罪発生予測、不動産販売価格予測等、多種・大量のデータを 独自のアルゴリズムで分析した結果、あるいは、オープンデータ等を活用できる人材育 成のプログラムである。

オープンデータを利活用した新価値創造型のビジネスには、以下のようなものがある。

図表48 新価値創造型の事例

出典:総務省「オープンデータ利活用ビジネス事例集」(平成23 (2011) 年12月) に加筆

事業者名	サービス名	使用データ(一例)	サービス内容
Opower.Inc	_	住宅エネルギー消費調査のデータ(機器の効率性能、冷暖房システムの消費データ等)	家庭ごとに最適化された省エネ対策のア ドバイスをエネルギー事業者に代わって 提供
Zillow	_	固定資産税情報及び実際の支払額、 税の特例措置、租税査察人の記録等	従来の不動産価格査定方法とは異なる、 透明性と納得性の高い査定モデルで不動 産価格を査定
株式会社おたに	GEEO	次世代統計利用システムの統計データ(路線価、国勢調査、住宅・土地 統計調査等)	不動産販売価格を予測し、不動産取引に おける売主と買主との情報の非対称性を 解消するサービス
一般社団法人 データクレイドル	dataeye.jp	高梁川流域圏内自治体から提供される公共データ、ビーコン等を使って独自に取得したデータ、携帯事業者等から購入するデータ	データ分析サービス、データ分析人材育成サービス、独自のデータ分析結果の提供

(3)付加価値型

民間事業者が、オープンデータを利活用することで、既存サービスの価値を向上させている場合が、付加価値型である。

オープンデータを利活用した付加価値型のビジネスには、以下のようなものがある。

図表49 付加価値型の事例

出典:総務省「オープンデータ利活用ビジネス事例集」(平成23 (2011) 年12月) に加筆

事業者名	サービス名	使用データ(一例)	サービスの付加価値
株式会社 ナビタイムジャパン	NAVITIME	コミュニティバスの時刻表や 運行ルート、避難所情報	自社のナビゲーションサービスにコミュニティバスの運行情報、避難所情報を追加することで、利用者が乗り換え検索できる対象を拡大
株式会社 リクルートホールディングス (リクルートグループ)	都市の魅力向 上プロジェク ト(SUUMO)	自治体から提供される、教育、 医療、福祉、子育て支援、公 共交通、その他地域の魅力に 関する情報	自社の不動産仲介サービスについて、地域の魅力をデータや記事・写真等でPRすることで、利用者の多様なニーズに訴求

2. 民間事業者等が自治体のオープンデータを利活用する上でのニーズ

ここでは、プラットフォーム型、新価値創造型、付加価値型のビジネスの特徴(前述)と、第3章の民間事業者における取組事例を踏まえ、オープンデータを利活用したビジネスに 共通する、自治体のデータ提供時のニーズを整理する。

(1) ビジネスで利活用しやすいデータの提供

新価値創造型や付加価値型のビジネスでは、データは主に民間事業者独自のモデルを用いた分析や、アプリケーションで利活用されるためには、機械で容易に処理できる形式で提供することが望ましい。例えば、避難所一覧のオープンデータがPDF形式であった場合、地図へのマッピング等を行うためには、まず、機械判読に適した形式(CSV等)に加工する作業が必要になることから、民間事業者としては使いづらい。

また、データの粒度や鮮度については、サービスの利用者のニーズ適したレベルで提供することが求められる。例えば、保育所の空き状況であれば、自治体全体の状況ではなく、保育所別、年齢別の空き状況がわからなければ、サービス利用者が入園の申込みをすることは難しい。また、データの鮮度についても、空き状況が変わるごとに随時更新されることが理想的であり、より詳細なデータを高頻度で更新することが求められる。

(2) 自治体からの利活用促進に向けたアプローチ

民間事業者による自治体のオープンデータ利活用を促進するためには、自治体から民間事業者にアプローチすることも必要である。例えば、国内図書館の蔵書を一括検索できる「カーリル」(プラットフォーム型)では、図書館の情報発信にも取り組んでおり、各図書館が希望すれば、施設情報やお知らせを「カーリル」で紹介できる仕組みを提供している。また、株式会社リクルートホールディングス(リクルートグループ)が運営する「都市の魅力向上プロジェクト」(詳細は後述)では、自治体が持つデータを活用して街の魅力を発信したい自治体を募集している。このように、既にオープンデータを利活用するコンテンツを持っている民間事業者に対しては、利活用されるのを待つだけでなく、自治体から積極的にデータを売り込んでいくことで、早期に利活用に結びつけることができる。